

○横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

平成10年1月23日

規則第1号

改正 平成11年3月規則第28号

平成12年3月31日規則第30号

平成16年12月24日規則第103号

平成17年3月31日規則第50号

平成18年3月31日規則第84号

平成18年9月29日規則第131号

平成19年10月1日規則第100号

平成20年2月5日規則第8号

平成25年7月25日規則第68号

平成25年10月25日規則第81号

平成25年12月25日規則第85号

令和元年6月25日規則第10号

令和元年8月23日規則第19号

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則68・一部改正)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(一般都市施設及び指定施設)

第3条 条例第2条第2項第3号の一般都市施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設とする。

2 条例第2条第2項第4号の指定施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。

(平25規則68・一部改正)

(建築物移動等円滑化基準)

第3条の2 条例第21条に規定する規則で定める構造及び配置に関する事項は、別表第1の2及び別表第1の3に定めるとおりとする。

(平25規則68・追加)

(整備基準)

第4条 条例第25条第2項に規定する一般都市施設整備基準は、別表第2から別表第4までに定めるとおりとし、指定施設以外の全ての一般都市施設について適用する。

2 条例第25条第3項に規定する指定施設整備基準は別表第5から別表第8までに定めるとおりとし、これらの適用については別表第9に定めるとおりとする。

(平25規則68・一部改正)

第5条 削除

(平25規則68)

(事前協議)

第6条 条例第28条第1項の規定により協議をしようとする者は、指定施設新設等(変更)事前協議書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 指定施設新設等(変更)事前協議書には、別表第10に掲げる図書及び指定施設整備基準への適合状況が分かる図書を添付しなければならない。

3 条例第28条第1項の規定による協議は、次の各号に掲げる指定施設について、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請

(以下「確認申請」という。)を要する指定施設のうちその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの 確認申請をしようとする日の40日前

(2) 確認申請を要する指定施設のうちその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 確認申請をしようとする日の30日前

(3) その他の指定施設 工事に着手しようとする日の30日前

4 市長は、条例第28条第1項の規定による協議が終了したときは、指定施設新設等(変更)事前協議終了通知書(第2号様式)を当該協議をした者に交付するものとする。

(平11規則28・平17規則50・平25規則68・一部改正)

(工事完了の届出)

第7条 条例第29条の規定による届出は、工事完了届出書(第3号様式)により行わなければならない。

2 工事完了届出書には、別表第10に掲げる図書並びに指定施設整備基準への適合状況が分かる図書及び写真を添付しなければならない。

(平25規則68・一部改正)

(適合証の交付等)

第7条の2 条例第31条第1項に規定する指定施設整備基準適合証の様式は、第4号様式とする。

2 条例第31条第2項に規定する一般都市施設整備基準適合証の様式は、第5号様式とする。

3 条例第31条第2項及び第3項の規定による一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証（以下これらを「適合証」という。）の交付の請求は、適合証交付請求書（第6号様式）により行わなければならない。

4 適合証交付請求書には、別表第10に掲げる図書並びに整備基準への適合状況が分かる図書及び写真を添付しなければならない。

5 市長は、第3項に規定する請求があった場合において、整備基準に適合しないと認めて不交付の決定をしたときは、当該請求者に適合証不交付決定通知書（第7号様式）によりその旨を通知するものとする。

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。

(1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。

(3) その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(平25規則68・追加)

(表示板)

第8条 条例第32条第1項に規定する規則で定める一般都市施設は、別表第1 1建築物の部に掲げる施設のうち、指定施設以外の一般都市施設にあつては別表第2に、指定施設にあつては別表第5（別表第9に定めるところにより適用される基準に限る。以下この条において同じ。）に定める基準に適合し、かつ、別表第11に定める全ての基準に適合した施設とする。

2 条例第32条第1項の表示板（以下「表示板」という。）は、前項に定める施設を所有し、又は管理する者から請求を受けた場合に交付するものとし、その様式は、第8号様式とする。

3 市長は、次のいずれかに該当するときは、表示板の交付を受けた者から表示板を返還させることができる。

(1) 交付の対象となった一般都市施設が改修等により、指定施設以外の一般都市施設にあつては別表第2に、指定施設にあつては別表第5に定める基準に適合しなくなったとき又は別表第11に定める基準に適合しなくなったとき。

(2) その他表示板を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(平25規則68・一部改正)

(勧告)

第9条 条例第36条第1項の規定による勧告は、勧告書（第9号様式）により行うものとする。

2 条例第36条第2項の規定による勧告は、勧告書（第10号様式）により行うものとする。

(平25規則68・一部改正)

(公表)

第10条 条例第37条第1項の規定による公表は、横浜市報への登載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第37条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告を受けた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(平25規則68・一部改正)

(意見の聴取)

第11条 条例第37条第3項の規定による意見の聴取は、口頭で意見を述べることを市長が認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出させて行うものとする。

2 条例第37条第3項の規定により意見を述べようとする者は、意見書を提出する際（口頭で意見を述べることを認められた場合にあつては、その際）に、証拠書類等を提出することができる。

3 条例第37条第3項の規定による通知は、意見聴取通知書（第11号様式。口頭で意見を述べることを認められた場合にあつては、第12号様式）により行うものとする。

(平25規則68・一部改正)

(身分証明書)

第12条 条例第38条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第13号様式)とする。

(平25規則68・一部改正)

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平18規則84・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から市長が別に定める日までの間における別表第1の5の項及び6の項に掲げる指定施設に係る別表第5の10の項に規定する整備基準の適用については、別表第9の5の項及び6の項用途に供する部分の床面積の合計の欄中「300平方メートルを超え」とあるのは、「500平方メートルを超え」とする。

附 則(平成11年3月規則第28号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第6条中横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第6条第3項第1号の改正規定は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第30号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月規則第103号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、この規則の規定は適用しない。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成17年 3 月規則第50号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第 6 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する横浜市福祉のまちづくり条例（平成 9 年 3 月横浜市条例第19号）第22条第 1 項の規定による協議（以下「協議」という。）について適用し、施行日前に開始した協議については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第 5、別表第 9 及び別表第 11の規定は適用しない。

附 則（平成18年 3 月規則第84号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月規則第131号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

（横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第 1 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に横浜市福祉のまちづくり条例（平成 9 年 3 月横浜市条例第19号）第22条第 1 項の規定による協議（以下「協議」という。）を開始した建築物について適用し、施行日前に協議を開始した建築物については、なお従前の例による。
- 3 この規則第 2 条の規定による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第 1 の規定は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第41条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び法附則第58条第 1 項に規定する知的障害者援護施設（以下「旧法施設」と

いう。)については、当該旧法施設が法附則第41条第1項、第48条又は第58条第1項の規定に基づきなお従前の例により運営している間は、なおその効力を有する。

附 則（平成19年10月規則第100号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第4の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設（横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年3月横浜市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する一般都市施設をいう。以下同じ。）である公園（指定施設（同条第4号に規定する指定施設をいう。以下同じ。）である公園を除く。以下同じ。）について適用し、施行日前に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設である公園については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第5から別表第9まで及び別表第11の規定は、施行日以後に条例第22条第1項の規定による協議（以下「協議」という。）を開始した指定施設について適用し、施行日前に協議を開始した指定施設については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月規則第68号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（委員の任期）

- 2 横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）附則第4項の規則で定める日は、平成27年7月14日とする。

附 則（平成25年10月規則第81号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月規則第85号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（令和元年6月規則第10号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年 8 月規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 2 の 11 の項(1)を削る改正規定及び同項(2)の改正規定（「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改める部分及び「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改める部分を除く。）並びに別表第 5 の 11 の項(1)の改正規定（「1 以上（客室の総数が100を超える場合は、2 以上）」を「客室の総数に100分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第 3 項の規定は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 1 の 2 の 11 の項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第 5 の 11 の項(1)の規定は、第 1 項ただし書に規定する日以後に着手する建築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。）又は大規模の修繕若しくは模様替（以下この項において「建築等」という。）及び当該建築等をした指定施設の維持保全について適用し、同日前に着手した建築等及び当該建築等をした指定施設の維持保全については、なお従前の例による。